

日高市告示第70号（改正 平成30年3月13日日高市告示第55号）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、建設省告示第1号）の別表第1号イからニまでのいずれかに該当する区域として次のとおり指定し、平成24年4月1日から適用する。

- 1 平成24年3月30日付け日高市告示第69号の表の備考1に定める第一種区域、第二種区域及び第三種区域
- 2 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園